

# 国際租税法

佐藤 正勝

## 授業の目的

A 税理士さんは、最近、クライアントの甲社(中小企業)から次の相談を受けた。『当社の社員乙が中国に半年出張したが、税金はどうなるか?』、『香港に投資をしたいが、税金はどうなるのか?』、『米国法人からソフトウェアのライセンスを受けたが、支払対価から源泉徴収すべきか?』、『大手の進出に伴い、当社もタイに工場を作るが、税金は?』などなど。しかし、A 税理士のように、多くの税理士は、この方面の知識がないので、どこから手を付けたらよいかのかわからないというのが現状であり、だれに聞いたら良いかわからず、答えられないので恥ずかしい!等を頻りに耳にする。

以上のような現状は、国際租税の専門家といえる税理士は極めて少ないことを意味する。したがって、本格的に勉強すれば、国際租税専門の税理士としての希少価値を前面に出せる、有望な分野、それが国際租税の分野である。

そこで、本講義では、国際租税の全般を、基礎的な面に限定して、基本的な対処ができる力のレベルまでを、講義する。初学者を対象とするので、図解で、絵で、事例で、目に見えるように、具体的に解説する。そして、税理士として現場にでると、どのような事例にぶつかるのか、なぜ、本日の講義でこれを憶える意味があるのか、などを現場に即して説明する。そのことによって、履修生の学習インセンティブを高め、興味を持ってもらい、学習効果をあげ、真の国際租税の専門家になってもらいたいからである。

## 授業の概要

本講義の範囲は、国際租税法の基礎理論及び国際租税法体系全般である。ただし、所得課税を講義する。

授業では、毎回次のようなことを説明する。まず、何が問題となっているのか、本日のポイントは何か、本日の内容の詳細は何か、これは具体的にどのような事例で問題となるのか、まとめ、余談などを話す。なお、予習もしてもらうが、復習は増して重要である。なるべく双方向の授業をして、履修生の理解がどこまで進んでいるのかを確認しながら進めたい。したがって、履修生側からの積極的な参加も必要である。なお、税法条文は、必ず読んで、解説して、あてはめる練習をする。その理由は、税法条文が読めて、理解できる、真のプロたる税理士となってもらいたいからである。

## 成績評価の基準・方法(配点割合)

①チェックテストの成績(50%)、②中間試験・レポートの成績(30%)、③その他平常の授業時の応答等(20%)。配点割合は、15回講義中に実施できたチェックテストの回数、中間試験とレポートの回数により多少変わる。

(注)人生はたった1回の試験では決まらない。毎日、毎回(の講義)が勝負である。ゆえに、①の配点を重視している。

## 使用教材・教科書・参考文献・予習事項・宿題ないし課題

**教科書:**佐藤正勝著『佐藤正勝基本テキストシリーズ国際租税法基礎編 改訂版』(アイ・アソーシエイツ出版、2011年。定価税込3570円)(以下、本書を「基礎編」という。)

※第1回講義時に教室内で「基礎編改訂版」を出張販売する(税込2千円)ので、そこで購入すること。事前にアマゾンから(在庫がない場合は直接出版社 [aikikaku@ma.kitanet.ne.jp](mailto:aikikaku@ma.kitanet.ne.jp) にメールで)購入してもよい。

**参考文献:**佐藤正勝著『佐藤正勝基本テキストシリーズ国際租税法入門編改訂版』(アイ・アソーシエイツ出版、2011年。定価税込3990円)

※読みたい人はアマゾンから(在庫がない場合は直接出版社 [aikikaku@ma.kitanet.ne.jp](mailto:aikikaku@ma.kitanet.ne.jp) にメールで)購入すること。

**予習事項:**Reading assignmentとして、佐藤正勝著『基礎編』を使用する。

## 2013 年度授業計画

回	テーマ	内容
1	第1章 国際課税の基本概念及び構造	現代の所得課税の世界は、課税国、居住性、源泉性の3つの概念で構成されていること、具体的メカニズムは、「所得が生じた国で納税し、それに加えて、居住している国でも全世界所得を申告し、外国税額控除してもらうこと」であることを学ぶ。(基礎編 17-30 頁) なお、第1章から第5章に関しては、基礎編 169-196 頁の公式も予習、風習すること。
2	第2章 国際課税の基礎概念(その1:居住性)	個人は原則的に「1年基準」、法人は「商法上の本店の有無」が居住性の判断基準であること、非居住者(または外国法人)は、日本国外源泉所得が、日本では課税されなくなるという税法上の効果が発生することを学ぶ。(基礎編 31-43 頁)
3	第3章 国際課税の基礎概念(その2:源泉性)	国内源泉所得の概要、源泉徴収の要件の概要について学ぶ。具体的には、国内源泉所得に係る所得税法と法人税法との規定上の相違、一号所得の定義、一号所得以外は源泉徴収の対象となること、源泉徴収の4要件、などについての内容を学ぶ。(基礎編 45-65 頁)
4	第3章 国際課税の基礎概念(その2:源泉性)(続き)	不動産関係の(賃貸、売買)所得、利子所得、配当所得、特許権等の使用料、給与、役員報酬などの役務提供の所得などについて、その発生地等を学ぶ。(基礎編 45-65 頁)
5	第4章 非居住者・外国法人課税の基本構造	本章で学ぶのは、納税の態様(申告、源泉徴収)、税率等であること、非居住者・外国法人は国内法上4つのタイプに分かれること、非居住者課税・外国法人課税の場面こそが、国際課税における中心的場面であること等を学ぶ。(基礎編 67-78 頁)
6	第4章 (続き)	同上
7	第5章 租税条約	租税条約が必要な理由3点、条約が適用される場面の意義、適用する租税条約の選択・決定の要素、租税条約が加える制限ないし取扱いのタイプ3つ、租税条約全体の構造、租税条約の締結状況、租税条約中の定義規定等について学ぶ。(基礎編 79-109 頁)
8	第5章 租税条約(続き)	租税条約の実体規定に関する条文の読み方の基礎、不動産の賃貸料・キャピタルゲインは不動産所在地国に課税権を配分されること、事業所得に関しては、PE なければ課税なし、帰属主義、独立企業の原則などのルールがあること、等を学ぶ。(基礎編 79-109 頁)
9	第5章 租税条約(続き)	投資所得は、支払者の居住地国に課税権を配分すること(債務者主義。ただし、特定配当、使用料は免税)、役務提供所得は、役務提供地国に課税権を配分すること(短期滞在者免税、役員に例外)、政府間相互協議規定の意義、等の内容を学ぶ。(基礎編 79-119 頁)
10	第6章 外国税額控除	背景にある考え方は、「居住地主義」及び「源泉地国課税権の尊重」であること、資本輸出中立性、外国子会社配当益金不算入制度についてその概要を学ぶ。(基礎編 111-125 頁)
11	第7章 タックス・ヘイブン対策税制	実質的には日本の居住者・内国法人が稼得する所得と見られるもの(海外子会社等に留保されたもの)について、日本の株主に対して、一定要件の下で、その株主の所得であるものとして株主自身に申告を義務づける制度であることを学ぶ。(基礎編 127-136 頁)
12	第8章 移転価格税制	本制度は、国際租税の世界で最も重要な課税問題として、認識されている重要な問題である。本制度は「当社グループ内の取引と同じような取引が仮に第三者間で行われたとしたら、取引価格はいくらになっていただろうか」という困難な問題を扱う。(基礎編 137-148 頁)
13	第9章 過少資本税制 第10章 その他の課税問題	過少資本税制は、支払利子と支払配当との間に税法上異なる取扱いがあることから生ずる問題を解決するための措置であること、事業体課税の問題の内容、恒久的施設認定課税問題等を学ぶ。(基礎編 149-168 頁)
14	第9章 過少資本税制 第10章 その他の課税問題	過少資本税制は、支払利子と支払配当との間に税法上異なる取扱いがあることから生ずる問題を解決するための措置であること、事業体課税の問題の内容、恒久的施設認定課税問題等を学ぶ。(基礎編 149-168 頁)
15	まとめ 国際課税の今後等	インターネット取引、電子商取引は、国際税務との関係で今後何が問題となるかなどを学ぶ。

